

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月27日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1908号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（規則第6-5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>市町村立学校職員給与条例附則第17項の規定により支給される給料の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該給料の月額とする。</u></p> <p>3 <u>市町村立学校職員給与条例附則第19項の規定により読み替えられた同条例第16条、第26条第5項及び第27条第2項に規定する「これに附則第17項に規定する一般職員地域手当支給割合を乗じて得た額」並びに同条例第26条第4項に規定する「これらに附則第17項に規定する一般職員地域手当支給割合を乗じて得た額」に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもつて、これらの規定の額とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。